

熊本県立大学文学部紀要投稿規定

熊本県立大学文学部紀要投稿編集委員会

2018年5月22日改訂

- | | |
|--------------|--|
| 1. 発行回数 | 年1回 |
| 2. 投稿予告期限 | 別に通知する |
| 3. 原稿提出期限 | 別に通知する |
| 4. 投稿者の範囲 | 紀要に投稿できるものは次のとおりとする。
(1)文学部の専任教員（共同研究者を含む）
(2)編集委員会が認めた者 |
| 5. 原稿提出先 | 編集委員長に提出する。その際原稿の受理日を受理受付年月日として受け付ける。 |
| 6. 原稿の掲載及び順位 | 採否及び掲載順位は編集委員会で決定する。採用決定の原稿は変更を認めない。 |
| 7. 原稿の分量 | (1)400字詰原稿用紙60枚以内とする。欧文の場合はおよそ65ストローク、25行を1頁として40枚以内とする。この場合図版・写真等も枚数に計算し、原稿提出の際図版の大きさ（刷り上がり）を指定する。（原稿分量の上限は厳守すること。）
(2)上記の量を超えた原稿は原則として受理しない。 |
| 8. 原稿の形式 | (1)原稿は横書きまたは縦書きとする。
(2)和文原稿は口語体とし、常用漢字、現代仮名遣いを用いること。ただし、国文学、中国文学など特殊な場合はこの限りではない。
(3)引用文献及び注それぞれ追番号を付し、脚注又は文末に記載とする。（原稿分量に含める。）
(4)原稿は朱記をもって活字指定とすること。（本文9ポ、引用文、引用文献8ポ、イタリック、ゴシック体、特殊文字、記号など） |
| 9. 校 正 | (1)三校までは執筆者が行う。
(2)校正の際に原稿の内容を修正し、また図版などを増減することはない。 |
| 10. 抜 刷 | 執筆者に抜刷50部を贈る。ただし、さらに追加するときはその実費を執筆者が負担しなければならない。 |
| 11. 発行部数 | 400部 |
| 12. 著作権処理 | 当委員会は、本誌に掲載された全ての原稿を電子媒体によって複製、公開し、公衆に送信できることができるものとする。また、他誌への転載を希望する場合は、先方からの依頼状を添付して学部長に申請し、転載原稿には本誌から転載した旨を明記すること。 |

※4の(2)に関して、本学の研究教育に関係のある範囲内で、学外者（共同研究者等）の投稿希望がある場合は、本人の申請理由書、および文学部教員の推薦書を添えて投稿予告とともに期日までに提出すること。